

福島イノベーション・コースト構想企業立地セミナー開催事業業務委託」
公募型（企画提案型）プロポーザル募集要領

1. 事業概要

東日本大震災及び原子力災害により失われた、避難地域12市町村を含む福島県浜通り地域等15市町村※（以下、「イノベ地域」という。）の産業基盤を再生させるため、大阪府内及び東京都内で企業立地セミナーを開催しイノベ地域の立地環境の優位性や将来像、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「福島イノベ機構」）の取組及びイノベ地域の産業団地等に入居する企業の講演等を通じて、製造業の集積や新産業の育成などによるイノベ地域内の経済の活性化を図る。

※15市町村＝いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

2. 事業内容

(1) 業務名

「福島イノベーション・コースト構想企業立地セミナー開催事業業務委託」

(2) 委託費の上限

10,155,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(3) 業務内容

別紙「福島イノベーション・コースト構想企業立地セミナー開催事業業務委託」企画提案仕様書のとおり。

(4) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月5日（金）までの期間

3 参加資格に関する事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしたものとします。

- ① 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、且つ、確実に履行できる者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受

けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

(2) 実施要領等の入手

実施要領及び参加表明書等の様式については、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下、「機構」という。)のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、機構の窓口又は郵送等での配布は行いません。

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構ホームページ

<https://fipo.or.jp/>

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和8年5月22日(金) 15時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、機構担当宛に電子メールまたはFAXにより提出し、送信後は併せて電話で機構担当宛に送信した旨をお知らせください。

なお、電話による質問受付は行いません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答

令和8年5月26日(火) 17時頃

5 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月28日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

参加表明書(第2号様式)写しを電子メールまたは郵送にて提出期限までに提出してください。なお、電子メールまたは郵送後、電話で機構担当宛に送信した旨をお知らせください。

(3) その他

- ① 参加表明書の提出が無い者の企画提案は受け付けません。
- ② 参加者は、参加表明書(第2号様式)の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ③ 参加者は、複数の企画提案を行うことはできません。
- ④ 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出願います。

6. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月2日(火) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送または持参(持参の場合は事前に機構宛ご連絡ください。)なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

(3) 企画提案書は、原則として事業者の特長を生かした自由提案とするが、以下①から⑦までについては最低限盛り込むこと。

なお、提案書は、日本工業規格A列4番、両面印刷20ページ以内とし、縦・横を問わない。

- ① 会社概要(第3号様式)
- ② 業務実施体制書及び担当者経歴書(第4号様式、第5号様式)
- ③ 企画提案書の提案ポイント(第6号様式)
- ④ 概算見積書※(原本1部、コピーを企画書に添付してください)

※ 積算根拠が明確になるよう具体的に記載し、企画提案した事業に必要な経費を全て計上すること。

- ⑤ 委託業務実施工程表（任意様式）
 - ⑥ 本業務と同程度の規模の企業誘致に関して受託した事業（官民間問わず）の実績（任意様式）
 - ⑦ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第7号様式）
- (4) 提出部数
- ①～⑥…紙媒体6部（正本1部、副本5部）、電子媒体1部。
 - ⑦…1部（正本1部）
- (5) 企画提案書の提出に際しての留意事項
- ①提出書類の作成、提出に要する費用は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。
 - ②提出された企画提案書等は返還しない。

7 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格又は無効とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- ③ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥ 委託費の上限額を超過しているもの
- ⑦ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8 契約手続き

本業務に関して最も優れた提案を行った者（契約予定者）と業務委託契約の締結交渉を行います。なお、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は、交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

9 契約予定者の選定

(1) 選定方式

業務受託者の選定は、別途設置する「福島イノベーション・コースト構想企業立地セミナー開催事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うもの

とする。

なお、提出状況によって審査のスケジュールが変更になる場合がある。

(2) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れていると判断した提案者を契約予定者として決定する。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点	配点
業務遂行能力等		40点
業務実績	本委託と類似の業務の受注実績があるか。	
業務体制	業務を実施する上で十分な人員が確保されているか。 必要な技能（ネットワーク）、経験が備わっているか。	
スケジュール	事前準備等の業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。進捗状況は定期的に報告されるか。	
企画提案内容		60点
広報活動	集客のために必要な広報を効果的に実施する内容となっているか。	
企画性	集客のためにどのような手立てを講じる予定か。新聞広告以外の独自の勧誘方法をどの程度有しているか。	
独創性	仕様書に記載されている内容以外に、当事業の認知度を高める提案が組み込まれているか。	
業務理解	参加者のフィードバックを集める必要性を理解しているか。	
合計		100点

(4) 結果通知

審査結果は後日書面によりプロポーザルに参加した提案者全てに通知する。

10 その他

- (1) 提出された書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。
- (2) 審査の結果、上位2社が同点となった場合には低価格者を最優秀者として決定します。
- (3) 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。
- (4) 提出された書類等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (5) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることがで

きます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

11 主なスケジュール

令和8年5月15日（金）プロポーザル募集要領をホームページにより公告

- | | | |
|---|---------------|--------------------|
| 〃 | 5月22日（金）15時まで | 質問書の提出期限 |
| 〃 | 5月26日（火）17時まで | 質問書への回答 |
| 〃 | 5月28日（木）17時まで | 参加表明書の提出期限 |
| 〃 | 6月2日（火）17時まで | 企画提案書等の提出期限 |
| 〃 | 6月5日（金）午前 | 審査会（プレゼンテーション） |
| 〃 | 6月12日（金）予定 | 審査結果の通知 |
| 〃 | 6月15日（月）以降 | 仕様書の確認、見積書の提出、契約締結 |

12 問合せおよび各種書類の提出先

〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

企業立地・農業参入支援課（山浦、塩沢）

電話 024-581-6880 FAX 024-581-6898

E-mail : kigyou-ritti@fipo.or.jp

以上